

都市緑地法（以下「法」という。）第54条第1項の規定による緑地協定の認可申請がありました次の緑地協定について、法第54条第2項の規定により認可しましたので、同条第3項の規定に基づき公告します。

この緑地協定書は、法第54条第3項の規定に基づき、京都市建設局みどり政策推進室において一般の縦覧に供します。

令和3年7月21日

京都市長 門川大作

1 緑地協定の名称

京都市左京区静市市原地区緑地協定

2 緑地協定の期間

市長の認可の公告のあった日から10年

3 緑地協定の区域

京都市左京区静市市原町886番1, 886番5, 886番6, 886番10,
886番11, 886番12, 886番13, 886番14, 886番15,
886番16, 886番17, 886番18

4 緑地協定の事項

保全又は植栽する樹木等の維持管理等

5 認可年月日及び番号

令和3年7月13日第3号

(建設局みどり政策推進室)